

特定秘密保護法廃止！ 安保法制＝戦争法廃止！

札幌・北大で道民の集い開く



講演する萩野富士夫・小樽商科大学教授

日本を再び戦争へ引きずり込む安倍暴走政権との対決の一環として、2年前の参議院で強行可決された秘密保護法の廃止を求める統一行動日である12月6日、本会は、スパイ冤罪の地、札幌・北大学術交流会館で、「特定秘密保護法廃止！ 安保法制＝戦争法廃止！ 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」を開催。約120人が参加しました。

集いは、奥井登代・本会幹事の司会で開会。NHKビデオ「スパイの妹」と呼ばれて～73年目の宮澤・レーン事件（2014年6月放映）の上映後、山本玉樹・本会代表が開会挨拶。

萩野富士夫・小樽商科大学教授が「戦時下の言論・思想弾圧—宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の背景を考える」と題し、詳細な史・資料を基に、安倍政権下の政治・社会状況が日中戦争から太平洋戦争へと突き進んだ時代と極めて似ていることを論証、軍機保護法の

実際、当時の学問と思想の状況、そして宮澤・レーン冤罪事件での欠かせない視点について講演（萩野教授の講演要旨は2～5面に掲載）。特別参加した植村隆・元朝日新聞記者が、来期は北星学園大学と講師契約せず、提携校の韓国・カトリック大学の客員教授に就任するに至った経緯を報告、新しい一歩への意欲を語ると共に、これまでの支援に感謝し、同時に札幌の地で起こした反不当攻撃裁判への支援を訴えました。

この他、北明邦雄・本会幹事が建碑運動について報告。根岸正和・本会次長が決議（全文は6面に掲載）を提案。満場一致で採択されました。

安倍政権下、秘密保護法・戦争法廃止の運動はいよいよ重要です。本会は、集い前の12月5日の幹事会で「会員個々の体力・気力に応じた手弁当方式の息長い取組みによって所期の目的を達成する」決意を軸とする今後の方針を決めています。（詳細は8面に掲載）

戦時下の言論・思想弾圧

—宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の背景を考える—

荻野 富士夫・小樽商科大学教授

今年正月明けの新聞各紙で、目を疑う見出しが飛び込んできました。特に朝日新聞(1月19日付)には「生命線」という言葉が1面を飾っていました。中谷防衛大臣がアフリカ東部・ジブチにある自衛隊・海外基地で、記者団に「ソマリア沖は日本にとって『生命線』であり日本商船の安全を考えると引き続き活動は必要だ」との主旨で語った記事の見出しです。生命線という言葉はいろんな意味で使われ、例えばサッカーで「このラインが生命線」などと使われたりしますが、ここでの使用は明らかに軍事的意味を持った言葉です。

さらに2月10日付の紙面では、ODA政府開発援助大綱の閣議決定がなされ、「日本にとっての『国益』に有効である」と、公然と「国益」という言葉が出てきて、これにも大変驚きました。これはまさに安倍政権の「積極的平和主義」の向かう方向がここにあるのではないかと思っています。

「生命線」「国益」で戦意高揚へ

私が、この「生命線」や「国益」という言葉に反論したのは、先の戦時中、戦意を高揚させていった1930年代に、この言葉が盛んに使われていたことによります。一番使われたのは満蒙の「生命線」で、1931年、満州事変の少し前ですが、当時の松岡洋介衆院議員が協調外交を軟弱外交と批判する中で「満蒙生命線」という言葉を使い、それが一気に「まさに生命線」だという人々によって飛びつかれ、広く使われるようになっていきました。

これらの動きが一般国民の戦意を沸騰させていったことを年代推移の中で考える必要があります。「戦意」を分析すると敵愾心、愛国心であったりしますが、満州事変から敗戦までの推移をたどりますと日中戦争全面化、対米英開戦前までは国民の80%より低いレベルでした。この時代は大正デモクラシーと重なります。

国際的には第1次世界大戦があり、数千万人の犠牲者を出し、あまりにも大きい被害を反省し、国際連盟が作られます。大きな流れとしては軍縮条約を結ぶ、あるいはパリの不戦条約を結ぶというのが1920年代の国際的な大きな流れになってくる。日本もそれなりに歩調を合わせ、この段階では戦意は低い。満州事変でナショナリズムが、マスコミの影響もあり急に沸騰しますが、一般国民の戦意は80%くらいで、太平洋戦



争での99%に比べると低いものでした。

太平洋戦争でも具体的には小林多喜二の反戦活動などがあり、100%には達していないと思います。満州事変の後でも、2.26事件など軍のクーデターなど国民の反感が強まり、戦意が下がっていったと思います。

日中戦争では、最初は蒋介石の国民党政権との戦争は3か月で終わると国民に宣伝していました。当時言われたのは「けしからん支那を懲らしめる」と。なぜ懲らしめるのかというと、彼らは排日運動、抗日運動を行っていた。抗日運動を懲らしめるために戦争を起こしたと、子供だましのような宣伝をしています。

ところが蒋介石は、当時の首都は南京でしたが、南京を日本軍に占領されても、そこで南京大虐殺が起こるのですが、その後も重慶で抵抗を続けます。そうになると、さらにもっともらしい宣伝をしなければならなくなり、「東亜新秩序の建設」という言い方をします。国民を戦争に動員するには理屈を付けなければならぬ。しかし戦局の停滞、長期化、泥沼化などで国民の戦意はまた下がっていきます。

そこで対米英開戦。真珠湾攻撃、マレー半島の攻撃が12月8日に奇襲作戦として行われ、「大戦果があった」となって、ほとんどの国民が盛り上がり始めることとなります。政府が組織もしないのに提灯行列が各地で起こり、小樽でも起こりました。むしろ政府の方がこれを抑える手立てをとっていません。

その一方で、99%以外の、ごく僅かな個人の反戦的言動、共産党は弾圧されていますし、個人的抵抗に対しては弾圧が加えられていきます。

そして開戦の12月8日には、反戦の予防措置として共産主義者や、同様の考え方を持っていると思なされた人、あるいは宮澤・レーン事件がらみの防諜容疑者など、開戦以前からリストアップされていた人たちが一斉に検挙されます。この日、防諜容疑者は百数十人が全国で検挙され、その中でも宮澤・レーン事件は最も刑の重い事件になっていきます。

99%の戦意が下降気味になるのはサイパン島を失った時点です。これはサイパン島からB29が一気に日本本土を攻撃できることを意味します。それまでは日本の空に一機たりとも入れないと豪語していたのが、爆弾を雨あられのように落とされ「ああダメなんじゃないか」と考える人たちが増え、戦意が落ちて行くこととなります。やがて地方都市も空襲になり、沖縄戦が行われ、同年8月の戦意は25%となりました。

実は、これは、25%も戦意がある、いや25%しかない。当時の政府、天皇、為政者にとっては25%しかないと考えるわけです。このまま行けば革命が起こるかもしれないと恐れました。一方アメリカではもう少し戦争は長引くと考えていた。原爆も広島、長崎に投下した後も、次々落とすぞと予告ビラを落としてくるわけです。さすがに天皇や政府の指導者たちは、もはや25%くらいの戦意で行けば国そのものが崩壊し、まさに国体の崩壊だと手を打ったのだと思います。

以上前置きが長くなりましたが、今日は3つのこととお話しようと思います。1つは軍機保護法、2つ目は宮澤・レーン事件が大学という学問、思想の場で起こりましたので、当時の学問、思想をめぐる状況はどうなんだということ、3番目は宮澤・レーン事件についての幾つかの論点についてです。

軍機保護法について

軍機保護法は、日清戦争を経て、次はロシアだとなり、対ロシア軍拡路線を進める中で、そうすると秘密情報、軍事情報が増えてくるので、それを守るために必要だとして成立したものです。

注目されるのは世論です。ロシアとの戦争で、ロシアに日本の情報を漏らすのですから、ロシアのスパイを「露探」と呼び、これが新聞にも出てくるわけです。例えば高橋門三九という人が検挙され、3週間ほどで判決という拙速裁判だったのですが、当時の『東京朝日』の記事では、傍聴人がワイワイと押しかけ、入口の柵を破壊するほどの騒ぎとなり、「被告の罪科定まり其理由説明せらるるや傍聴席より安過ぎる、安過ぎるの声起り、廷丁の制止もきかず一同ワツと人並打たせて前面へ乗出したる時には被告の顔色蒼白を呈し縮み上つてふるえ至りしは甚だしき醜態と見られたり」という騒ぎです。

新聞自体が開戦ということで沸騰している。この事件がよく示していると思います。ところがこの軍機保

護法は、以後ほとんど使われなくなります。統計上から何件適用されたのか、調査しても断片しか分からないような形で凍結状態になっています。

それが、日中戦争に突入する1930年代になると息を吹き返してきます。軍機保護法を強化し改正しようとする動きがあり、意図的に思えるのですが、軍機保護法事件が急に増えてくる。新聞記事もセンセーショナルなものになってくる。

「怪外人に操られ、情報集めに暗躍、軍機保護法を犯す一味、警視庁に検挙さる」といった具合で、スパイ天国だとの印象を振りまいている。しかも「軍機を探る細胞網『海と空』社に鉄槌」という事件では、全国から45人を摘発しながら、事件としては不起訴にしている。アドバルーンをパッと上げ日本はスパイ天国であるという世論を作っておいて、役割を果たしたのち不起訴にしてしまうということです。

1937年第70議会へ軍機保護法改正案が提出されます。これは改正後に宮澤・レーン事件にも適用されるのですが、最高刑を死刑まで定めたものです。しかし新聞は、ここでは何も触れていない。こういう形で世論操作が行われ、議会では一度廃案になりますが、第71議会で再提出され可決しています。

杉山陸相は「殊に時局の関係は至急本法案の成立を必要とする次第もありますので、何卒速にご審議ご協賛あらんことを切望する次第であります」とスピード審議を要請しています。

この時には、取締りの網を非常に広げることになるから、一般国民もひっかかることになるから慎重な適用をということで付帯決議を付ける形で成立しています。当時の陸・海軍大臣も実際に運用するに当たっては慎重にやると言っています。

いまの特定秘密保護法もそうですね。慎重にやるからとっているが信用できない。スパイ防止ということで、これを担当するのは特高警察の中の外事警察という所です。それと憲兵隊が担当するというようになります。この憲兵隊の中でさえ数年間の適用状況を見ると、あまりにもさまつな事に適用が及んでいると指摘して通牒している文書さえあります。

判決の多くは罰金100円(現在の50万円位)とか、有罪判決にも執行猶予のつくようなものです。つまり改正の意味は「スパイがあなたのすぐそばにいる」とセンセーショナルに訴えかけるところにあるのです。

国民防諜と言っていましたが、普通の記念写真やスナップ写真でも港が写ったり、要塞が見えたりするとひっかかる。街の屋上から俯瞰して撮った写真ですらダメということです。またデパートでの防諜展とか各地で防諜機関が作られ防諜団、防諜委員会や防諜懇談会なども組織されていました。

最近の新聞で特定秘密保護法の取扱者のニュースが出ていましたが、防衛省が非常に多い。その防衛産業

の民間従事者の特定秘密保護法の取扱者として審査されたということがありますが、戦車や戦闘機を作ったりする三菱、日立がなっていると思います。おそらくそういう所では現在も特定秘密保護法が出来ると会社や地域ぐるみで防諜委員会などが作られていると思われれます。また各省庁にも作られていると思われれます。

大学における思想統制

次に、宮澤・レーン事件は大学の中で起きたもので、思想統制はどのように進んでいってかについて考えてみます。

一つは1935年の天皇機関説事件など、思想弾圧、学問弾圧が1930年代の後半に起こってきます。現在で言えば植村さんの北星の問題です。この問題なども連ねて考える必要があると私は考えています。

天皇機関説事件が起こると、政府は国体明徴、日本精神闡明を打ち出し、教学刷新ということが大流行になってきます。大学から天皇機関説という、それまで認められていた、むしろ主流であった学説が追放されます。入れ替わり国体学とか日本学という講座が開設され、教学刷新評議会というものも設置され諮問・答申ということになります。その先に小学校を国民学校に変えるということも打ち出されてきます。文部省は『国体の本義』という本を出版するなど、この種の膨大な出版物が教科書や教材として使われました。

旧制中学から旧制高校に進学する際の面接では国体の本義についての理解度を問う出題もあり、この考えを述べなければ面接に通らないということで、受験生は丸暗記するようになってくる。もう一つは、この時期には学内の学生運動、社会主義、共産主義で核となるような学生運動は潰されていますが、少しでも芽が残っていると全体で抑え込んでいくわけです。

1937年、思想を扱う「教学局」という文部省の外局ができ、そこの長官がこのように述べています。「共産主義思想」の「芟(せん)除」と「共産主義運動の温床とも云うべき個人主義及びこれに胚胎する諸思想」の排撃、そして「日本精神を根本として実践に重きを置き、国民的性格の涵養に力を注ぐ」ことを打ち出しています。

また教学局は『臣民の道』を刊行し、国民の必読書として250万部も出されています。そこでは自我功利の思想を排し、国家奉仕を第一義とする国民道徳の確立による世界史的使命の完遂、ここでは大東亜共和圏の建設となっていますので、それを教育の中に位置付けていくこととなります。

例えば忠孝という、「天皇に忠、親に孝」と国体の本義では並列し、両方とも同じ価値があるとされていましたが、『臣民の道』では忠の方がはるかに高いとされ、この国家の考え方が国民、特に学生に押し付けられたわけです。この状況に北大も置かれていたということ

になります。

宮澤・レーン事件の思想的背景

次に、3番目、宮澤・レーン事件をめぐっての問題です。きょうご参加のみなさんは、事件の概要、経過については既にご承知と思いますので省略します。

最初に、レーンさん夫妻が監視されていたことについて。ハロルド・レーンさんは「外事要注意人」(北海道全体では9人)としての外事警察の監視を受けていました。『外事月報』(39.9)によると、「平常米国武官と往来連絡する等の行動」で常に注視され、長女を「社交術習得の為」に札幌グランド・ホテルに就職させたのも「真意」は「避暑観光季節に於て来往外国人との連絡に利用」することにあるとして、ホテル側に長女を「解雇」させています。

また札幌地裁のハロルド判決文の中には「支那事変の勃発するや同事変を目するに我国の反人道的侵略行為なりと妄断し、同事変の推移に伴う日米国交の動向より両国の開戦を予想するに至りし」とあり、また在日米大使館付武官からの要請を受け「爾来外国又は外国の為に行動する者に漏泄する目的を以て、自宅に出入りする学生等を懐柔利用し、または新聞、地図を精査し、或は距離測定器付自転車をも以て札幌市近郊のハイキングを為し、軍事上の秘密を探知せんこと」を企画したと記されています。

次に、宮澤弘幸さんの思想について。堅田清司さんという「北海道社会文庫」を主宰されている人が、その86号に宮澤弘幸さんのアイヌ研究について紹介しています。この分野の専門家から北方文化研究の若手研究者として期待されていたことが分かります。

宮澤さんの思想が垣間見えるものに北大新聞への寄稿があります。「満州をめぐって」と「戦車を習ふ」の2つがあって、一部を抜粋してみますと、前者では「有史以来始めての大規模な海外発展策についての具体的方法上幾多の反省すべき根本問題が身近にある／然し元来が何物をも拒まぬ大抱擁力を持った日本民族の前途は決して悲観はしない……要するに私は偉大な日本人の行動力に期待して安心する……全亜細亜の変革には異常な長時間を要するのは勿論である。我々は此の点をよく自覚して各自の本文に則って臣道を実践して皇道の発揚に努めなければならぬ」とあり、後者では「曠野の両端から数百の戦車が天地を轟かしながら縦横に砂塵と共に突進する時は本当に地獄に居るやうな感じである静寂な天地を一瞬に阿修羅場と化する戦争とは何と偉大な現象であらう、斬(こ)う考へざるを得なかった」と、書かれています。

宮澤さんはこういう考え方を持った方だったと思いますが、大審院判決では「レーン夫妻に心酔して親交を重ねるに及び、漸次其の感化を受け極端なる個人主義思想及反戦思想を抱懐するに至り、遂に我国体に対

する疑惑乃至軍備軽視の念を生ずるに至った」と断定し懲役 15 年の重い刑を科しているわけです。

宮澤さんの思想は、この判決の認定の対極にあったと言うべきです。個人自由主義思想というところは判定できませんが、反戦思想とか我国体に対する疑惑ないし軍備軽視の念というのは、満州体験とか、あるいは戦車に実際に乗り戦車戦を実験し経験したことに関する対極にあったと私は思います。

満州国、民族協和への期待、願望ゆえに現状は中々そうっていないことに対して批判する、あるいは全アジアの変革者として日本を捉えて確信している。だから現状ではそれに連なっていないからということで批判する。そして戦車の時と言えば軍隊や戦争への素朴な信仰というのが読み取れ、自然ではないかと思えます。そもそも軍事演習への積極的参加を、多くの学生の中でしているということです。当時の学生、青年の中では立派な体格をしていますし、それに伴って強靱で旺盛な行動力、それを支える頑健な肉体、精神の持ち主だったと思えます。

さらに国家主義、アジア主義的な方向に大きく傾いていた訳ではないけれども当時の学生、青年にとって言えば、それほど特異な存在ではないけれども、そちらの方へ踏み出している。戦争ということに対してむしろ積極的な学生であったと思えます。

私は、今回はこの二つしか見ていませんが、大審院が判断するような反戦思想あるいは我国体に対する疑惑とか、軍備軽視の念というのは宮澤さんを評価する全く逆のものと思えます。

次に、拷問です。拷問は、どこでも日常的に行われていたのですが、宮澤さんは拷問によって強制されたことを公判廷で述べた。レーンさんも同様に述べていますが、公判で暴露したんですね。「警察検事廷ニ於テハ強制セラレテ 恰カモ故意ヲ以テ軍事上ノ秘密ヲ探知セント企テタルカ如ク供述シタレトモ ソハ真意ニアラス又事実ニアラスト公判ニ於テ供述」と上告趣意書にあります。

しかし大審院判決は「被告人カ故意ヲ以テ軍事上ノ秘密ヲ探知シタル事実ノ証憑極メテ明白ニシテ、記録ヲ精査スルニ 原判決援用ニ係ル被告人ノ供述カ 係官ノ強制ニ基ク虚偽ノモノト認ムヘキ何等ノ根據アルヲ見ス」と、簡単に否定しているわけです。秋間美江子さんは兄が釈放され戻ってきたときに、いかに拷問が酷かったかを聞いており、それは『引き裂かれた青春』にも書かれております。

当時の特高の事件で、拷問が日常茶飯事であったことは、北海道の生活綴方教育連盟事件における松田文次郎の獄中メモをはじめ、多くの証言で明らかになっています。(本会注・本講演でも生々しい事例が多く明かされていますが、本稿では割愛させていただく)

なぜ、拷問なのか。小林多喜二は「拷問をするとい



うのは、一般にお巡りさんと慕われているお巡りさんが一度殴ると拷問意識にかえていった」と書いていますが、これは本質を言っていると思えます。

特高というのは自分たちの仕事は国家存立の根本であって、社会全体の安寧秩序を直接破壊攪乱せんとする不穏奇矯の社会運動を防遏排除する。そういう重大な役割を持っているので国体の護衛に携わることを無常の光栄なんだと。特高こそ天皇陛下の警察官の最たるものとの自負を持って教育され、抵抗する者に向かうわけです。いわば国体に歯向かう者への暴力は道徳的にも正当視、拷問による自白強要も当然視されたわけです。

最後に、宮澤さんに科された懲役 15 年を、どう考えたらよいのかということです。大審院判決の中でも弁護側の主張が綿密に書かれており、一審判決があまりにも重すぎると 8 点にわたって展開していますが、判決は一顧だにせず棄却するわけです。いくら考えても分からないのが、この 15 年の意味なんですが、一つ思い浮かぶのは、満鉄調査部事件というのがあり、この中に思想清浄という考え方がありました。

思想清浄とは何か——「将来その人の精神または思想が、行動を起こす可能性に対して未然に懲罰するという、予防的な措置でしかなかった」、「今はもうやれないことは、こちらが百も承知している。しかしこの国家非常の時局に銃後を固める当局としては、将来万一の点から見ると、お前たちの抗弁する態度自体が大いに危険なのだ、行為にたいしてだけ罪を問われると思うのは間違いである。すすんで服罪して同胞の警戒心をたかめることが求められるのだ」と、そういうことを憲兵隊でも検察庁でも放言しておりました。

つまり洗い流すということですね。思想を洗い流すということ、つまり宮澤さんの場合も自供する時に抵抗したこともあったと思えます。宮澤さんは戦争についてはどちらかといえば肯定的の見解ですから、それがスパイだと言われれば抵抗すると思えます。これに厳罰を科す。それから 12 月 8 日の非常処置という形での日米スパイ網に鉄槌を下す、そういう意気込みがあったと思えます。これで終わります。ご清聴ありがとうございました。(講演まとめの文責は、事務局)

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」の再来を許さず、 安倍政権の「憲法破壊の一切の戦争法」の破棄を要求する決議

北大生・宮澤弘幸は、74年前、道東旅行中、車中村人から根室に海軍飛行場があることをききました。その飛行場のことを恩師の英語教師・レーン先生に話したとされ、軍機保護法違反のスパイ罪として、懲役15年の重刑に処せられたのです。

当時、根室の海軍飛行場は、公知の事実でした。取調べは、過酷をきわめました。宮澤弘幸は、公判を通し頑として冤罪を受け入れることはありませんでした。戦争の最初の犠牲は真実です。宮澤弘幸は、戦争への道を開く『嘘』『事実の捏造』を絶対に認めず、『スパイ罪』デッチアゲの如何なる拷問にも屈することはありませんでした。然し、宮澤は酷寒の網走刑務所に送られ、寒さと栄養不良で結核を患い、敗戦で釈放されるも、獄死同然の死に追いやられたのです。

日本のアジア侵略とファッショの戦争理念は、『天皇を絶対とした国体賛美の思想・教育勅語』でした。戦後日本国民はあの侵略とファッショの政治を反省し、『非戦平和の日本国憲法』を確立し（その精神に則る）『真理と平和を希求する人間の育成を期する』教育基本法を創りました。いま、安倍政権は戦後レジームの解体を叫び、その教育基本法と憲法解体を公然と進め

ています。

安倍政権は、7月15日、衆院平和安全特別委員会を開き『国連平和支援法案を含む11の戦争法案』を一挙に可決し、日本を『憲法破壊の異常な準戦争体制』へと急変させました。そのうえ政府は、いま『共謀罪』まで導入しようとしています。そして、日本国土の0.6%の狭い沖縄の地に、米軍施設の74%を強い、さらに、いま辺野古に巨大米軍事基地を建設し、集団的自衛権を発動し、米軍とともに、地球の裏側にまでかけて戦争する国に変えようとしています。

私達は、安倍政権の憲法破壊の暴挙を満身の怒りを込めて糾弾します。

安倍政権の戦争法の道を拒否し、諸国人民、諸民族の平和的生存権を尊重し、誠心・平和・善隣・友好の道を歩むものであります。

以上決議する。

2015年12月6日

一特定秘密保護法廃止！安倍関連法＝戦争法廃止！
一宮澤・スパイ冤罪事件の再来を許さない
道民のつどい

2015年の活動報告

- 1.5 「北海道歴史教育者協議会冬の全道教育研究集会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（エルプラザ。北明）
- 1.13 「新聞OB九条の会幹事会」で2.22の集いに参加要請の訴え（新聞労連書記局。福島）
- 1.13 在札幌幹事会（エルプラザ。5人）
- 1.31 「集団的自衛権の閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係者有志アピールの会第2回講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（北大、約100人。北明）
- 2.17 J C J緊急講演会「慰安婦報道、ねつ造ではない」（文京区民センター、福島）
- 2.22 「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を！一宮澤弘幸追悼・顕彰2.22のつどい（新宿・常圓寺ホール）95人参加。清水雅彦・日本体育大学教授が「秘密保護法が与える市民生活の影響—あくまでも廃止を求めて」をテーマに講演。
- 2.22 北海道大学在京OB交流会（東京・新宿ニューシティホテル。山本、山野井、北明、奥井）
- 2.23 幹事会（東京・千代田区ひまわり館）
- 3.5 山口佳三・北大総長宛に「心の会の碑」（仮称）建立に関する「再々申入書」を速達・親展で郵送。コピーを三上隆・副学長、佐藤浩司・総務課長補佐に普通郵便で郵送。

- 3.5 建碑呼びかけ人6氏に事務局長名で「呼びかけ人会議」開催の要請手紙を郵送。
- 3.8 国際女性デー・函館地区集会講演会（函館市・亀田福祉センター）神田健策・弘前大学名誉教授が「レーン・宮澤事件と特定秘密保護法～戦争に引き裂かれた北大生の家族」と題して講演。
- 3.17 「会報」第12号。「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を！ 宮澤弘幸追悼・顕彰2.22のつどい
- 3.22 事務局長から佐藤総務課長補佐宛に、3月5日付「再々申入書」に対する回答要請のメール送信。
- 3.24 労山「登山者サロン」で山野井代表が「平和憲法があぶない—私の戦争体験＝宮澤・レーン冤罪事件にもふれて」講演。28人参加。建碑呼びかけに12人が賛同署名（労山事務所。福島）
- 3.26 佐藤総務課長補佐に、電話で「再々申入書」への回答を求める。「昨年10月30日付文書回答と変わらない」と回答。
- 3.31 在札幌幹事で検討した「北大生の皆さんへ」リーフレット完成。
- 4.4 「北海道の大学・高専関係者有志の会」主催集会で、建碑賛同呼びかけ（山本、奥井）
- 4.8 北大入学式で新入生にリーフレット配布（山本、北明、奥井登、奥井、河道前）
- 4.13 北大関係者（工学部教員、組合、科学者会議等）と今

- 後の運動で意見交換（山本、根岸、刈谷、奥井、北明）
- 4.15 北大生協へ書籍販売、リーフ設置、賛同署名、学習会等の取組み申入れ（北明、奥井）
- 4.20 山口北大総長宛に山野井・山本代表名で、建碑敷地提供への回答申入れ書を送付。
- 4.21 吉田年克・新総務課長補佐に事務局長名で窓口確認文書を送付。
- 5.1 「第96回メーデー北海道集会」に横断幕を掲げて参加（中島公園自由広場、3000人。山本、奥井、北明はじめ会員多数）
- 5.3 「ピーアンビュラス9条の会・北海道第3回例会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（高校教職員センター。50余人参加。北明）
- 5.5 自衛隊違憲判決（1973.9.7）を勝ち取った闘いの地・長沼町で開催された北海道平和委員会等主催の「長沼馬追山登山・交流会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（30数人参加。山本、奥井、北明）
- 5.9 「憲法記念日を祝う集いー宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を知っていますか？ー特定秘密保護法の問題点を考える」で山野井代表が講演（川越・クラッセ。福島）
- 5.14 安倍内閣「戦争法案」を閣議決定**
- 5.15 在札幌幹事会（エルプラザ。5人）
- 5.16 「札幌地区カトリック正義と平和委員会主催中野晃一氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え、パンフ販売（カトリック北1条協会。奥井）
- 5.25 「会報」第13号。9条は人類の宝・日本国民の誇り許すな壊憲・「戦争法案」
- 6.2 「キリスト者平和の会主催戦後70年集会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（北海道クリスチャンセンター。約40人。山本、根岸、北明）
- 6.4 衆院憲法審査会で自民党推薦の長谷部恭男早大大学院教授含む3人の憲法学者が法案を「憲法9条違反」と指摘**
- 6.16~30 フォスコ・マライーニ展（イタリア文化会館。福島、寺沢）
- 6.17 「札幌中心街職場9条の会主催外岡秀俊氏（建碑賛同者）講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（奥井）
- 7.4 山口北大総長宛に山野井・山本代表名で、「『北海道大学宮澤記念賞』についての意見」送付。
- 7.16 「戦争法案」衆議院通過、参議院へ**
- 7.17 吉田総務課長補佐に福島事務局長名で、宮澤賞について会員に報告するために①授賞式の内容②授賞学生10人の氏名などを知らせて欲しいとFAX。
- 7.23 「市民による“敗戦70年談話、を創る実行委員会主催西山太吉氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（エルプラザ。奥井）
- 7.25 「医療9条の会北海道主催伊勢崎賢治氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（奥井）
- 7.20 「真相を広める会」の幟完成。札幌、東京で各2枚保管。
- 7.26 「とめよう！戦争法、集まろう！国会へ！ 7.26国会包囲行動」（福島）
- 8.2 北海道大学教員有志が「安全保障関連法案の廃案を求めます」の声明発表。声明文中に「私達の先達が不当に逮捕・監禁されました。その中に北海道大学の宮澤弘幸（工学部生）、ハロルドとポーリン・レーン夫妻（英語講師）がいたことを、私たちは痛みをもって思い起こします」
- 8.6 「秘密保護法廃止、8.6『12.6 忘れない6日行動』（衆議院第二議員会館前）。「真相を広める会」の幟を初めて掲げて事件の概要を訴える（福島）
- 8.7 レーン夫妻墓参（札幌・円山墓地。山本、刈谷、奥井、北明）
- 8.8 「札幌市琴似・山の手9条の会主催戦争法反対小森陽一氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（西区区民センター。約150人。北明）
- 8.25 「日本ジャーナリスト会議（JCJ）北海道支部主催青木美希氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（奥井）
- 8.29 「戦争と平和を考える講演会『この美しい地球を何時までも』平和・九十歳歳の巨木画家の訴え、再び許すまい『ある北大生の受難』（北大遠友学舎クラーク講座・主催、北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・協賛、北大学術交流会館）で山本代表が「繰り返すな 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と題して講演。（山野井、刈谷、根岸、福島、奥井、北明）。
- 8.30 「戦争法案廃案！安倍政権退陣！国会10万人・全国100万人行動」。東京・日比谷公園会場で北大OB、新聞OBのみなさんと交流（山野井、福島、会員多数）。
- 9.1 在札幌幹事会（エルプラザ、5人）
- 9.5 「戦争法案を許すな」講演会（京都府勤労者山岳会、都登山者9条の会・共催、京都府中小企業会館）山野井代表が「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件から考える」と題して講演。
- 9.16 参議院本会議、戦争法を可決。成立**
- 9.19 「戦争をさせない北海道総がかり行動実行委員会主催の戦争法認めない抗議パレード」に真相を広める会幟と横断幕を持って参加（山本、奥井、北明、会員多数）この前後にも戦争法反対集会・パレードにも参加。
- 10.1 防衛装備庁発足**
- 10.22 在札幌幹事会（エルプラザ、5人）
- 10.23 吉田総務課長補佐に福島事務局長名で、建碑賛同署名が1000人を超えているので、手渡した上で敷地提供を要請するため、11月10日までに三上副学長との面会設定を要請するFAXを送付。
- 11.5 在札幌拡大幹事会（エルプラザ、9人）
- 11.7 福島事務局長が吉田総務課長補佐に、10.23要請に対する回答を電話で求めたところ、三上副学長との面会には「応じられない」、同氏も了解の上でのことかとの問いには「答えられない」と一方的に電話を切る。
- 11.22 「日本科学者会議北海道支部主催講演会」で山本代表が「宮澤・レーン事件が現在に問うているもの」と題して講演（北大農学部。北明）
- 11.30 北大構内で12.6集会チラシとリーフレット配布（奥井、北明、北大職員）
- 12.5 幹事会（札幌）今後の活動方針等決定
- 12.6 「特定秘密保護法廃止！安保法制＝戦争法廃止！宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」（北大学術交流会館。120人）

「真相を広める会」の旗を高く掲げ、 秘密保護法、戦争法廃止へ手弁当で継続

～2015.12.5 幹事会決定～

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会（以下「本会」）は12月5日、札幌で幹事会を開催し、「会報」第13号でお知らせした結成以来約3年間の「活動総括」（2・23 幹事会決定）を基に、今後は会員個々の手弁当方式を軸に、冤罪事件の真相をさらに広く浸透させることによって秘密保護法・戦争法の廃棄につながり運動を息長く継続する決意を旨とした、以下の基本的な方針を決定しました。

I、活動継続の具体的な方針

- 1、安倍暴走政権を打倒し、秘密保護法、戦争法を廃止させるためには、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広範に広めていくことが不可欠な課題である。従って、困難はあっても2.23 総括を踏まえて、「真相を広める会」は毅然として存続させる。存続することに意義がある。
- 2、幹事・会員個々の体力・気力に応じて、励まし合いながら「無理のない活動」に手弁当で取り組むことを基本とする。
- 3、これまで継続してきた活動については、以下の方針で取り組む。
①幹事会開催、「会報」発行等の組織的活動は中断する②12.8 札幌、2.22 東京での集会は、その都度、支援団体等に呼びかけ実行委員会を立ち上げて取り組む③秘密法反対全国ネットワークとの連携は継続する④ホームページは必要に応じて事務局で更新していく⑤幹事はじめ会員は、本会の会員として取り組んだ結果を事務局に報告する。事務局はそれを記録し必要に応じて幹事間に連絡する。

II、「心の会の碑」（仮称）建立について

2.23 幹事会では「遅くとも2015年11月末までに建定期成会を立ち上げる」ことを決定した。以後、在札

「会報」は今号で休刊——編集後記に代えて

運動の評価は、掲げた目的の結果と同時にその経過を踏まえた今後の展望と一体のものとしてなされるべきだと思います。その立場から2013年1月結成以降の本会の活動を振り返ると、北大に対する謝罪と責任追及は未だであり、秘密保護法を阻止することは出来ませんでした。しかしながら運動の経過を直視するならば、北大OBと現役のみなさんをはじめ多くの市民に「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相への関心を、秘密保護法反対運動では、マスコミの若い記者たちの関心を呼び起こし、廃止への世論喚起に貢献すること

幌の幹事が中心になって取り組んだ建碑賛同署名は1000人を超えた。これは意義あることだが、これをもってしても北大の姿勢を変えさせるには至らず、碑建立の敷地提供に協力する回答を得られていない。

以上の現状を踏まえるならば、建定期成会の立ち上げは困難と判断せざるを得ず、これを断念する。よって6氏呼びかけ人に対しては碑建立の条件が整わないこと、建碑賛同署名運動を中断することを報告し了承を求める。賛同者へは何らかの形で報告する。

1000人を超える賛同署名と付記された意見については、最善最適の方法で北大総長宛に届け、建碑実現へ高まる熱意を伝える。

また、今後本会の目的と重なる新たな動きが起きた場合には、本会の成果を引き継ぐこともありうる。

III、その他

2・23 幹事会決定の「活動総括」「活動経過」については、その後を補足。同総括が提起している12・8の真相究明や再審問題については究明の一助となる論考を取りまとめ、建碑に対する賛同者の意見、花伝社版「引き裂かれた青春—戦争と国家秘密」の索引作成と合せ、『会報』別冊として発行し、本会ホームページに掲載する。取りまとめ・取扱いは事務局長に一任。

*2015.12.5 現在の会員数324人。同年12月末時の会計収支残高（推計）は、146,786円

ができたことは間違いないと考えます。これは、大半が後期高齢者の代表・幹事たちと賛同・参加いただいた会員のみなさんの奮闘の賜物です。

目を転じて戦争法反対、沖縄辺野古への米軍基地建設反対の世論の高まりを見ると、かつてない自覚的・自主的な運動となっています。本会の運動もそうあるべきだと考えます。そこで本会は引き続き「真相を広める旗」を高く掲げると同時に、組織の現状を踏まえて活動を大胆に整理することにしました。「安倍暴走政権に負けてたまるか！」の気概を胸に、幹事一同は、会員のみなさんとともに、手弁当で、引き続き運動を継続していきます。（事務局長・福島 清）